教私第２２１６号

令和２年９月３日

各学校法人理事長　様

大阪府教育庁私学課長

令和２年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金の

交付要綱等の改正及び事業計画書等の提出について

標記補助金の交付要綱及び事務処理要領について、別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

標記補助金について、交付を受けようとする場合は、事務処理要領等に基づき、事業計画書等を作成の上、下記のとおり提出していただきますようお願いします。

交付要綱、事務処理要領及び事業計画書の様式等については、大阪府ホームページ『申請書等様式』に掲載していますので、次のアドレスからご確認ください。

大阪府ホームページ「申請書等様式」

　http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html

記

**Ⅰ．交付要綱の改正について**

１　改正の概要

令和２年７月豪雨における被災児童及び生徒に対する要件を追加

２　改正箇所

　別添新旧対照表のとおり

**Ⅱ．事業計画書の提出について**

※　令和２年７月１３日付教私第１８５８号にて通知した内容と同じです。

１　提出書類

（１）令和２年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業計画書

（２）令和２年度授業料減免事業計画書（対象者一覧）

（３）授業料減免申請書（様式第１号）の写し

（４）添付書類の写し

（５）学則（納付金の記載があるページを必ず含めてください。）

　　（３）、（４）の原本は学校で保管願います。

２　提出期限

・「失職」の対象者

　　　２回目　令和２年10月30日（金）

　　　３回目　令和３年１月15日（金）

　　（１回目は令和２年８月31日（月）に締め切りました。）

・「著しい収入減」の対象者（令和２年７月豪雨によるものを含む）

　　　令和３年１月15日（金）

３　提出方法

　　（１）～（５）の紙媒体を郵送または持参にて提出してください。

　　（１）および（２）については、電子データも併せて提出してください。

　　（メールおよびファイルの件名は「＜授業料減免補助金＞【学校名】事業計画書」と

　　　してください。）

４　提出先

　　メール：shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

　　郵　送：〒540-8570　大阪市中央区大手前３－１－４３　大阪府新別館南館10階

大阪府 教育庁 私学課 小中高振興グループ　あて

**Ⅲ．事業計画書提出予定調査について**

※　令和２年７月１３日付教私第１８５８号にて通知した内容と同じです。

　標記補助金の執行見込額及び今後の予算要求の参考としたいので、生徒・保護者から申請についての相談等があり、事業計画書を提出する予定がある場合は、次のとおり調査票の提出をお願いします。

　提出にあたっては、調査票のエクセルファイル内の「提出の要否について（フロー図）」をご確認ください。

１　提出書類

令和２年度授業料減免補助金 事業計画書提出予定調査票

２　提出期限

　　２回目　令和２年９月30日（水）

３回目　令和２年10月30日（金）

　　４回目　令和２年11月20日（金）

　（１回目は令和２年８月31日（月）に締め切りました。）

３　提出方法

　　電子データをメールにて提出してください。（紙媒体の提出は不要です。）

　　メールおよびファイルの件名は「＜授業料減免補助金＞【学校名】事業計画書提出予定

調査票」としてください。

４　提出先

　　shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

**Ⅳ．留意点等**

* 事務処理要領を一部改正しておりますので、今一度ご確認いただきますよう、お願いいたします。
* 補助金交付の時期については、事業計画書提出締切日の約１～２ヶ月後を予定しています。

大阪府 教育庁 私学課

小中高振興グループ　授業料等支援チーム

電話：06-6944-6956　FAX：06-6210-9276

Mail：shigaku-jugyoryo@gbox.pref.osaka.lg.jp